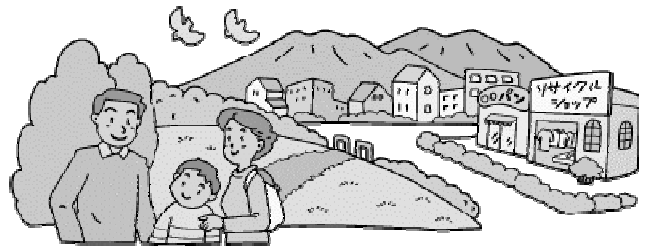


小野地区まちづくりニュース

発行日：平成 21 年 4 月 19 日
 発行者：小野地区まちづくり協議会

小野地区
 地区まちづくり計画、
 特別指定区域 決定!!
 ~ 小野地区のみらいを考える ~

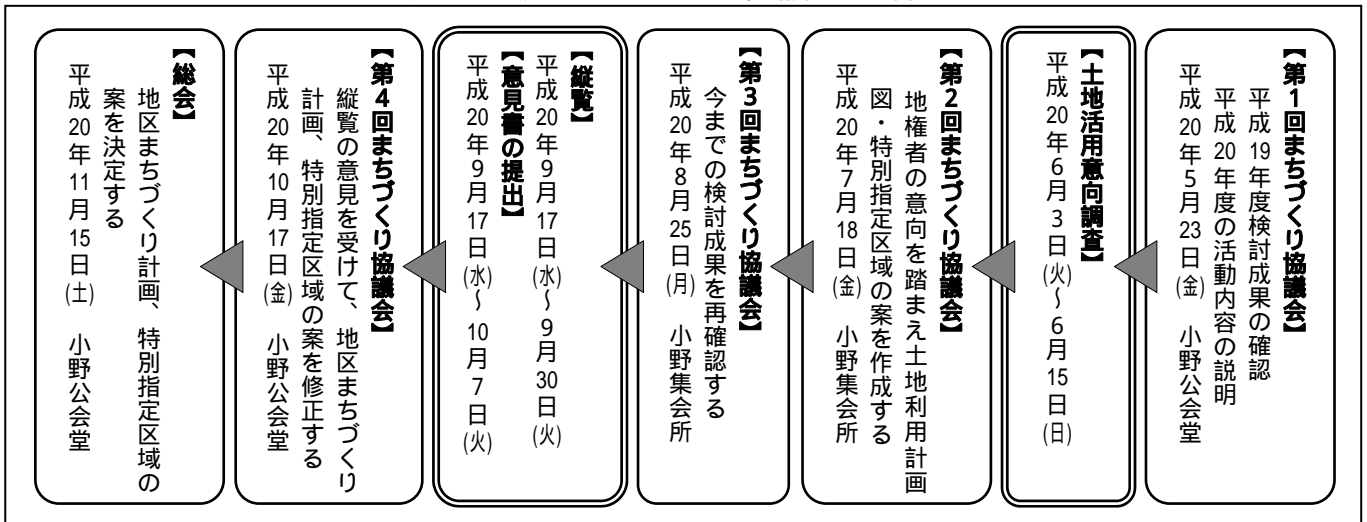


平成 20 年度まちづくり
 協議会活動経緯

平成 20 年 10 月 17 日 (金)
 小野公会堂において、「第 4 回
 まちづくり協議会」を開催し
 ました。町内住民の皆さん 11
 名、市開発審査課職員 2 名、
 まちづくりアドバイザー 2 名
 が参加し、9 月 17 日～ 30 日
 にかけて行った縦覧の結果を
 受けて、地区まちづくり計画
 (まちづくりに関する方針・
 土地利用計画)、特別指定区域
 の案を作成しました。

11 月 15 日 (土) 小野公会堂
 において総会を開催し、地区
 まちづくり計画及び特別指定
 区域の案を議案にかけました。
 賛成多数で可決されたため、
 住民の皆様の総意が得られま
 した。
 その後、総会で可決された
 案を市長に申請及び申出を行
 い、市内部での審議の結果、
 小野地区の地区まちづくり計
 画が認定され、4 月 17 日に特
 別指定区域が告示されました。
 (次頁以降参照)

平成 20 年度 まちづくり協議会の活動



今後の活動について

今後のまちづくり協議会の活動は、今回決定され
 た小野地区のまちづくりに関する方針や土地利用計
 画、特別指定区域に基づき行っていきます。また、
 定期的な見直しを行い、優先順位の高いものから進
 んでいきます。

皆様には今後とも小野地区のまちづくりにご参
 加、ご協力くださいますようお願いいたしま
 す。



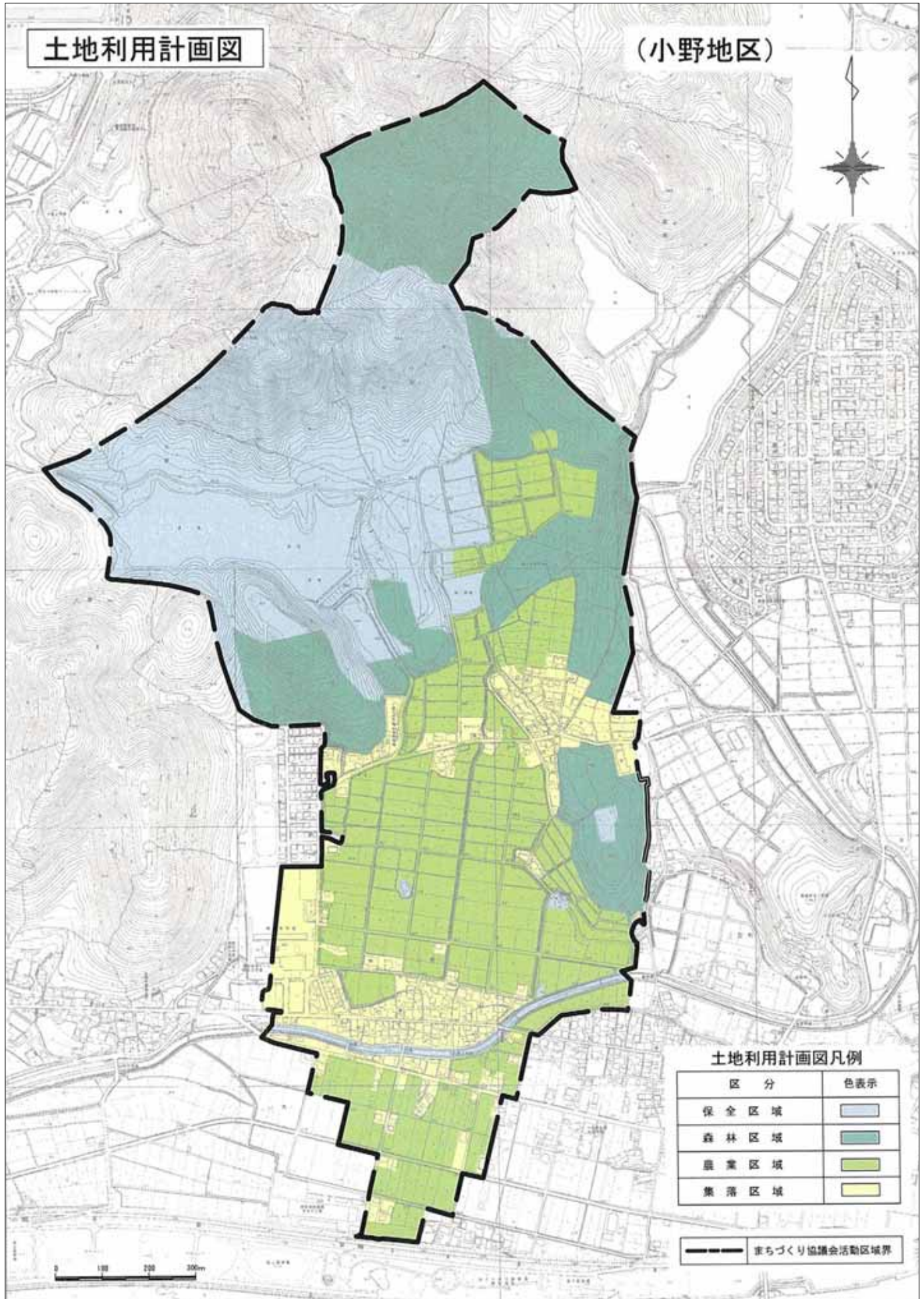
第 4 回協議会
 の様子

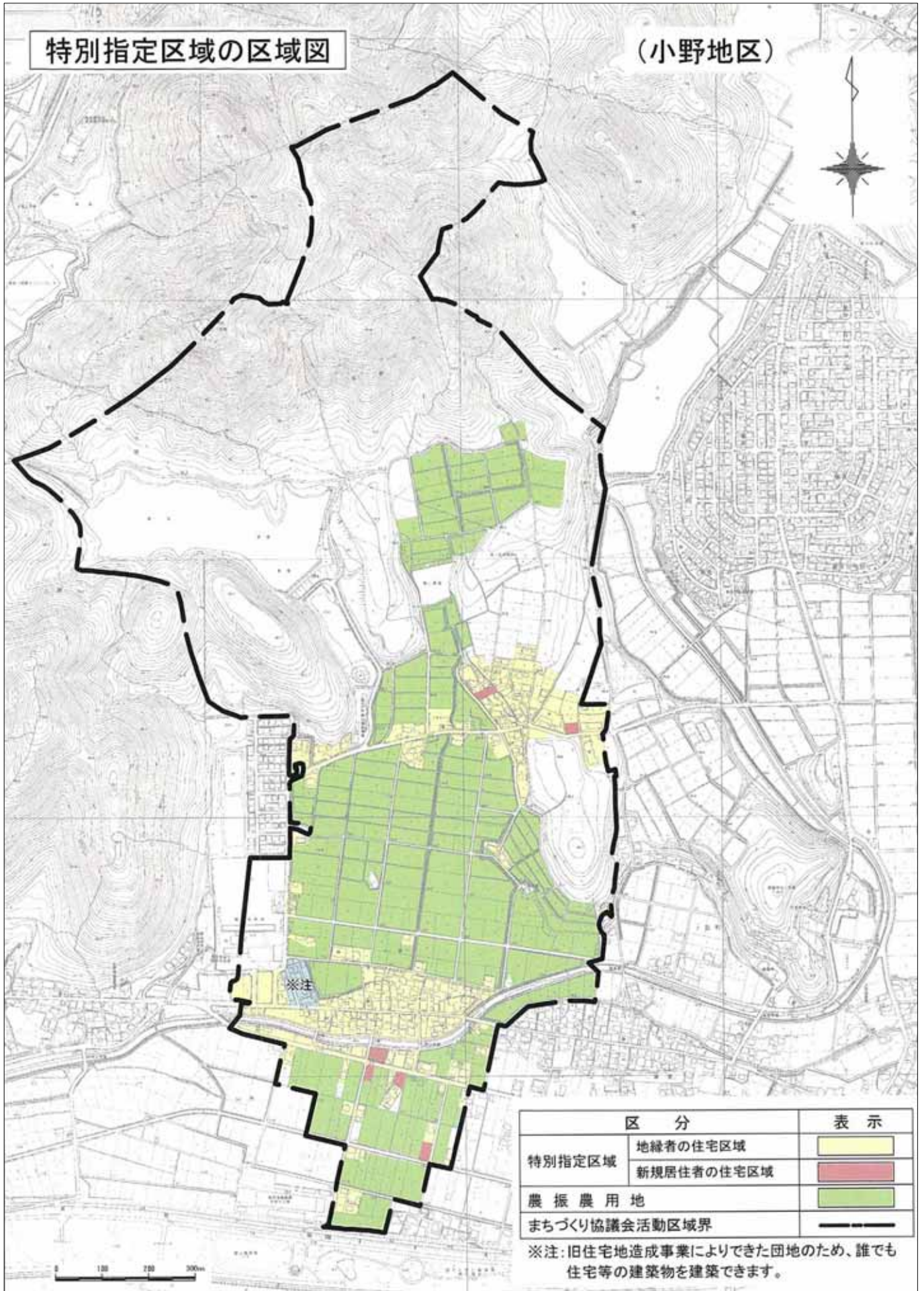
連絡先
 小野地区まちづくり協議会

まちづくりに関する方針

まちづくりに関する方針とは、地区の将来のあり方を示すもので、この方針を守っていくことにより、暮らしやすい魅力的な集落づくりを行っていかこうとするものです。



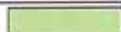

【計画の名称】		小野地区まちづくり計画	
【目標・テーマ】		～自然と人情が豊かな癒しの郷 小野～ 豊かな自然と昔ながらの温かな人情により、小野に住む人、訪れる人に癒しを与えられる、感じてもらえるまちづくりを行う。	
【目標人口】		495人（昭和61年のピーク時の人口）	
【課題と対応方針】	必ず作成	1. 集落環境の保全に関する事項	建築物の高さ：戸建住宅を中心とした集落環境を目指すため建築物の高さは10m以下とする。 汚水対策：新築時における合併浄化槽の設置を義務づける。 災害対策：安全確保のために必要な措置を講じる。
		2. 集落景観の保全・形成	外壁：色相R・YR系/彩度6以下、Y系/彩度4以下、その他/彩度2以下。色相Nは認める。土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合はこの限りではない。自然系素材には、人工材及び人工的な着色によって自然の色彩を再現した材料は除く。 垣・柵：道路に面して垣または柵を設ける場合、すべて生垣にすることを目標とする。
		3. 公共施設の整備を図る取組み	道路 ・市道である道路は、幅員5mを確保するため、法面を垂直に立ち上げる道路改良により、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の橙線） ・市道でない4m以上の道路は、幅員6mを確保するため、市道認定を行い、法面を垂直に立ち上げる道路改良により、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の黄線。） ・市道でない4m未満の道路は、幅員5mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.5mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の青線。） ・県道については、道路改良により歩道の整備を図ることを目標とする。（まちづくり構想図の茶線。） 公園 ・整備予定地には原則として建築物の整備を行わない。
		4. その他の施設の整備を図る取組み	・公園の設置を目指す。 ・グラウンドの整備を図る。 ・小川公園の再整備を図る。 ・駐車場の設置を目指す。 ・クライנגルデンの整備を図る。 ・スーパーの誘致を図る。
	任意で作成	5. 安全安心対策	・防犯灯の増設を図る。 ・まちづくり協議会によるパトロールの推進。
		6. 歴史を活かす取組み	・若い人に古くから伝えられていることを知ってもらう機会を設ける。 ・薬師堂、秀ノ丸神社、大字が森の保全を図る。 ・昔から続く行事、活動の継承・発展。
		7. 自然を活かす取組み	・小川・水路の改善を図る（定期的な清掃・草刈りを行う）。 ・里山の管理を行う（散策道の整備）。 ・長池の整備（桜の植樹）を行う。
		8. 地縁者の範囲	・小学校区と平荘町の隣接大字の範囲とする。
【附図（まちづくり構想図、まちづくり区分図）】			





特別指定区域の区域図

(小野地区)

区 分		表 示
特別指定区域	地縁者の住宅区域	
	新規居住者の住宅区域	
農振農用地		
まちづくり協議会活動区域界		

※注: 旧住宅地造成事業によりできた団地のため、誰でも住宅等の建築物を建築できます。